

福生市は一般会計の決算でも明らかのように、財源的にも国保財政への繰入金が増額が可能なのにもかかわらず、それをしてきませんでした。そのために、市民は不況とインフレの中で生活が苦しくなり、保険料の滞納者も前年に比較して増加してきています。

そもそも国民健康保険事業は国の責任において行い事業です。ですから、高額療養費、事務費等の超過負担を解消し、公費負担の増額と国の医療制度の充実、改善を政府に求めていくことが非常に大事となっています。このように、国に対して国保財政の負担金、補助金の増額を強く要求すべきです。そして、市民に対しては市民生活の安定を図るため、保険料の値上げを行わないで済むような措置を取るべきだと私は考えます。

このような立場から、この国民健康保険特別会計決算に反対するものです。

○副議長(小堺仁七君) 次に賛成者十五番 小林菊三君。

(十五番 小林菊三君登壇)

○十五番(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、議案第百十二号昭和

五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定の賛成討論をいたします。

国民健康保険財政は国庫負担金と保険料収入等で事業運営がなされておりますが、市が単独で実施する任意給付あるいは保健婦事業のように、国民健康保険被保険者以外の市民にも及ぶような事業の経費については、当然市の一般会計からの繰入金で事業運営すべきであるが、医療費については、国民健康保険は法的扶助の制度でいたため、国庫負担と受益者負担の保険料等で事業運営がなされております。

しかしながら、国民健康保険は老人、低所得者層の加入率が高く、都府補助金及び一般会計からの繰入金で一部事業運営がなされてある面もあります。

昭和五十一年度においては医療費の増高の反面、不況による所得の伸び悩み等により財源不足を生じる見通しとなり、せむなく二・九%の引き上げを行なったが、その内容にしても均等割百二十円、平等割三百八十円と低所得者層を考慮してあります。引き上げ分の大半が高額所得者の負担増になっており、低所得者層への影響は軽微と思うのであります。また、一般会計からの繰入金も前年度と比較して五百万円多い二千五百万円繰り入れられており、当

市の市税収入から見ても妥当な額と思われます。本決算中最も大きなウェー
トを占めている療養給付費は前年度と比較して三〇・三八％と、増となってい
るにもかかわらず、その財源措置については適正にはなれており、国民健康保
険事業運営が健全に運営されたものであると思います。また、監査委員
よりの審査意見にも明記のとおり、当年度決算額の対前年度伸び率は、
歳入が三五・七四％、歳出が三二・八％と、歳入が歳出を上回り、単年度収
支においては一千五百九十三万三千円の黒字となり、本会計は適正に執行され
ているものと認められております。

よって、私は本決算認定に当たり賛成いたします。（拍手）
○副議長（小堺仁七君） 以上で討論を終わります。

これより議案第百十二号について起立により採決をいたします。
本案について委員会審査報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を
求めます。

（賛成者起立）

○副議長（小堺仁七君） 起立多数であります。よって議案第百十二号は委員

会審査報告のとおり認定されました。

○四番（村野武男君） この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第百十三号から議案第百十五号まで
の三議案については、討論を省略し各委員会審査報告のとおり認定されんことを望
みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） お諮りいたします。

ただいま村野武男君から議案第百十三号から議案第百十五号までの三議案は
それぞれ委員会審査報告のとおり認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動
議のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十三号、議案第
百十四号及び議案第百十五号の三議案は、それぞれ各委員会審査報告のとおり
認定されました。

反対討論
(原) 賛成討論
(小杯) 議百十六
議百八
議百九
議百十
議百十一
反対討論
(原) 賛成討論
(小杯) 議百十二
議百十三
議百十四
議百十五

○副議長(小堺仁七君) 日程第十五議案第百十六号市道路線の變更についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名によりまして議案第百十六号の審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案の審査に先立ち現地をつぶさに視察をいたしました。

その後審議に入り、この変更しようとする路線は市道六号線の整備事業を防衛庁側の補助を受けて行った道路で、今回これを一二号線として変更しようとするものでございます。

委員から、整備する前に寄付の話はなかったのかとの質疑に対し、旧道の所は住宅も建てかり幅はむずかしいが、防衛施設方に対しては五十二年度事業として要求した。この六号線の改修事業に伴う権利者は十二名で、買収

面積は五百三十二平方メートル、金額にして一千五百九十八万六千円、補償費として約三百九十万円となっている。また、現地を見た限りでは宅地造成の観がするもので、今後はなるべく寄付の形にしてから整備するよりにしてもらいたい。あるいは関連して廃道敷の払い下げについて発言があった後、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定どおり御可決くださいますようお願いいたします。報告を終わります。

○副議長(小堺仁七君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○四番(村野武男君) この際動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第百十六号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

請二
反対討論
(原) 賛成討論
(小杯) 議百十六
議百八
議百九
議百十
議百十一
反対討論
(原) 賛成討論
(小杯) 議百十二
議百十三
議百十四
議百十五
請四
閉会中の
延滞調査
特定事件の
延滞調査

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十六号は委員会審査報告のとおり可決されました。

○副議長(小堺仁七君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時一分 開議

○副議長(小堺仁七君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十六請願第二号北方領土早期復帰実現に関する請願書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告

を願います。

(総務委員長 本田治男君登壇)

○総務委員長(本田治男君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となり

ました請願第二号の審査経過と結果を簡単に御報告申し上げます。

なお議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(請願審査報告書朗読省略) 別添参照

本請願は本年六月定例会で上程されて以来、慎重に審査を重ねてきたものであります。

また六月十五日の委員会においては、本請願中、南樺太、千島列島とあるが、南樺太についてはわが国固有の領土かどうか疑問があるとの質疑があり、また、現政府においてもそのよりな解釈をしていないのではないかという質疑があり、これに対して紹介議員から種々説明がなされた後、なお所定する点があるとして継続審査となったのであります。以後数回委員会を開く中において、他市でも提出されているところがあればその文面中に南樺太の字句が入っているかどうか調査された、また請願者からも意見を聞きたいとして継続審査となっていたわけであ

りますが、本定例会にも請願者から請願の一部変更願いか出され、南樺太、千島列島の字句を北方領土に変更することが承認されたわけでありました。その後十二月十六日の委員会におきましてその変更した点を踏まえて審査に入つたわけでありました。

その審査におきまして、共産党の見解というところで、齒舞、色丹島は北海道の一部であり即時に返還を主張している。それとともに千島列島全体が日本固有の領土であるとして、この返還を主張するものであるということから、以下サンフランシスコ条約第二条C項等の解釈について種々発言があり、請願書の文面のまま結論を出すとなると、共産党の主張から見ても原則的におかしなことになる。また、請願書の文面で、ソ連の国際法違反による不法占拠という解釈が一般的に取られているが、このような解釈からすれば、日本が戦った戦争が正しかったことになるのが、また北方領土という文面でも出されているが、このわが国の北方領土とは何であると考えているかという質疑があり、これに対して紹介議員から、戦争がよかつたかどうかは後世の史観に任せるようにしたいと思います。また、齒舞、色丹など四島が北方領土の中に入っているのは事実である。いままでの審議過程で問題となつたのは南樺太ということであり、

その点請願者が文面を北方領土と変えたわけであり、これで十分ではないかと思えるとの答弁がありました。さらに国会で行うようなことを言われるが、これは国民が要望し、市民が要望していることである。共産党の主張とは違つて、結局北方領土は返還してもらいたいということに変わりはないので、本件は採択すべきものと思ひ。また、サンフランシスコ条約等の関係については国でやるべき問題であり、国民の総意が北方領土返還ということで盛り上がり、各自治体から意見書が出されてくれれば、おのずから日本政府も動かざるを得なくなると思ひ。さらに南樺太、千島列島の字句を北方領土と直した今日、本件を採択されたことの発言があり、これに対して北方領土についてはさきめて政治的な問題であり、サンフランシスコ条約問題を抜きにしての本請願には賛意を表しかねるとの発言があった後、起立により採決いたしました結果、賛成多数で本請願書は採択とすることに決定した次第であります。

当委員会決定どおりに採択くださいますようお願いを申し上げ審査報告といたします。

○副議長（小堺仁士君）

以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

以上で質疑を終わります。

この際本件に対して討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。二番松山清君。

(二番 松山 清君登壇)

○二番(松山 清君)

請願第二号北方領土早期復帰実現に関する請願書について反対討論をいたします。

私は、まず初めに時間をいただきまして、千島列島問題の歴史的経過と、わが党の千島問題に対する基本的な考え方を明らかにしておきたいと思つます。第二次世界大戦後千島列島と歯舞、色丹はすべてソ連の領有下に置かれてゐるが、これは、不公正な戦後処理に基づくもので、国際性正義に立ち公正に解決されなければならないものである。わが党は歯舞、色丹はもとより、国後、択捉の南千島を含む全千島が歴史的には日本の領土であり、本来日本に帰属すべきものであるとの見解に立つて、その正しい解決を目指してゐる。ここで全千島が白

本の領土であるとの点については一八七五年に樺太、千島交換条約を締結し平和的な交渉による正当な領土であることを明らかにし、細かい点については省略させていただきます。また、歯舞、色丹が北海道の一部であり、日本の固有の領土であることは疑問の余地のないところであります。さて、第二次世界大戦に際し、連合国は領土不拡大の原則をうたりとともに、日本が武力略取併合したすべての領土、地域を当事国に返還し、あるいは独立の達成を図ることをうたいました。日本は一九四五年八月十五日ポツダム宣言を受託し、連合軍の占領下に置かれ、また、ソ連軍による千島列島と歯舞、色丹の占領は、連合軍による日本占領の一環でありました。ところで米英、ソ三国はポツダム宣言に先立つ一九四五年二月十一日ヤルタ協定を結んでいました。ヤルタ協定は日本が武力で奪った南樺太のソ連への返還などを行うだけでなく、千島列島のソ連への引き渡しを取り決めていました。しかし千島列島が、日本が略取した領土ではなく、したがって日本から剥奪されるものでなかったためであります。千島列島のソ連への引き渡しの取り決めは、カイロ宣言でうたわれた領土不拡大の原則を連合国みずから破ったものだったし、ヤルタ協定による千島列島のソ連への引き渡しの取り決めは連合国の協定ではあったが、内容的には大き

の問題がある国際性に反するものでありました。しかし、ソ連は全千島列島と齒舞、色丹を占領し管理するだけでなく、一九四六年二月二十日ソ連邦最高會議幹部会令をもつて、同地域をソ連領に編入する措置を取り、一九四五年九月二十日に遡及して発行せよしました。このような戦後の千島列島のソ連の引き渡しは、ポツダム宣言の領土不拡大の原則に反した筋であつたといふことは明白であります。同時にソ連の千島と齒舞、色丹の領有は科学社会主義にも反するものであります。

ところで、千島問題を見る上でもう一つ重大な問題はサンフランシスコ条約であります。アメリカが対日支配政策の重要な柱として日本に押しつけたサンフランシスコ条約の第二条C項は、千島列島に対する日本のすべての権利、権限を放棄することゝなつていました。条文の内容は、「日本国は千島列島並びに日本国が一九五五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」。こゝで言う樺太の一部などに対して日本の権利、権限はもと一八七五年の樺太・千島交換条約でロシアに移譲したものでしたが、日本は一九〇四年に始めた日露戦争の後ロシアから奪い取つたものであり、したがつてそれらに対する権利放棄はカイ

ロ宣言、ポツダム宣言の内容から言つて当然のことだつたが、これに対し、さきにも述べましたように、千島列島は歴史的に日本に帰属すべき領土だつたからその放棄を否定することは明らかな認りだつた。しかし、当時の吉田内閣はこの誤りを指摘しなかつたばかりか、アメリカの要求に全面的に従ひ、日本国民の反対を押し切つて千島放棄を含むサンフランシスコ条約に調印しました。これは千島列島の返還に重大な障害をもたらしただけであつたし、現にさうなつてゐることは明らかであります。

さて、わが党は千島問題のこゝろした歴史的経過を踏まえ、国際正義と科学的社会主義の原則的立場に立つ解決策を主張してまいりました。第一に、わが党は千島列島の放棄をうたつたサンフランシスコ条約第二条C項の規定の廃棄を関係各国に通告することを主張してゐます。サンフランシスコ条約に対する評価やその調印の責任問題は別としても、この条約が現存する以上、これを無視することはできないし、千島放棄否定の再検討もせずにこの解釈をあれこれやってみても、千島列島の返還を求めろしつかりした根拠が国際的にも生まれぬことは明らかであります。次に、わが党は北海道の一部である齒舞、色丹の日本への速やかな返還をソ連に求めてあります。

齒舞、色丹は、ヤルタ協定のいう千島にも含まれないものであり、戦時占領の終結とともに日本に返還されるべきものであったし、一九五六年の日ソ協同宣言は、日ソ平和条約締結後に齒舞、色丹が日本に引き渡されることをうたっていました。日本共産党は日ソ平和条約締結以前にも速やかに齒舞、色丹の返還を実施するようソ連共産党への公開書簡で求めてまいりました。さらにわが党は民主連合政府を樹立し、日米安保条約を破棄し、ソ連との善隣友好関係を確立して、全千島列島の返還についてソ連と話し合い、その公正な解決を図ることを主張しております。日米安保条約は日ソ間の善隣友好関係の確立に反するものであり、千島問題の公正な解決の障害の一つになっております。日米安保条約の廃棄が千島問題の公正な解決を大きく促進することは明らかであろうと思えます。

ところで、わが党はこれまでの千島問題の公正な解決を目指し、党独自にいたしましたもソ連と話し合ってきた。たとえば一九五九年の一、二月に当時の山本書記長を团长とする日本共産党代表団がソ連共産党代表団と会談した際、日本に真に人民的な民主政府ができ、平和中立の道に踏み

出せば、南千島諸島の問題に対して新しい態度を取る可能性が生じられることでソ連と合意いたしました。この合意は一九七一年三月の日ソ両党会談でも再確認されましたし、さらに同年九月の日ソ両党会談で日本共産党代表団はソ連がその後撤回する態度を取った一九五六年の日ソ共同宣言のときの態度に復帰するよう提束し、これに対しソ連側も外交上の検討を約束いたしました。このような日本共産党は実際にも千島問題の公正な解決のために努力し、一定の実績を挙げているのが現状であります。

ところで、今回おされてきた請願書を見るならば多く問題点が含まれております。まず第一に、いわゆる北方領土という問題であります。現在、地図にもない北方領土という言葉は、かつて自民党の前身の自由党が千島を放棄してしまい、その結果、苦しい紛れに千島返還を言い出し、北方領土返還などと言い出し始めました。現在、右翼が好んで使う北方領土返還などというも実際的に通用するものではありません。なぜ千島返還と堂々と言わないのでしょうか。また、請願書は北方領土は昭和二十年夏国際法に違反し、日ソ不可侵条約を一方的に破棄したソ連によって不法に占拠されて以来、今日まで云々

と述べておりますが、いわゆる日ソ不可侵条約とその後の問題について、この
ような評価を公式にしている政党を聞いたこともありませんし、歴代の政府におい
ても公式な表明として私は聞いたことがありません。ここにはあの第二次大戦に
おいて、数百万人にも上るといふ人命を奪った侵略戦争の張本人、日本軍国
主義の中国侵略を初めとした侵略戦争に対する一片の反省もなく、まさに
侵略主義、軍国主義を賛美するものにはかならないのではないのでしょうか。この
ような文章によって始まる請願書を採択するならば、当福生市議会の品位を
みずから落とすものになると私は考えます。また、この請願書は、私が最初に
述べたように、歴史の事実を照らしても明らかにならぬように、サンフランシスコ条約
二条C項によって、私もとしてはまことに残念であるが、当時の政府が放棄し
てしまった千島列島を、サンフランシスコ講和条約以来今日まで、帰属未定
のまま放置されている北方領土などと言って、まさに歴史の事実と正反対
の形で問題を提起しているが、このような歴史の事実と反する内容のもの
に賛成することはできないのは当然であります。

現在、国民の多数の中にある全千島の返還要求並びに外国の二百カイリ

漁業水域線引きによる伝統ある日本漁業の大きな不安と国民の素朴な感情を
正しく取り上げ、政策的に明らかにして方向づけをすることなく、歴史を歪曲し、
また国際法に照らしても道理のない形の、いわゆる北方領土早期復帰実現を言
っても何ら問題の解決に何の役にも立たないことを私は強調したいと思っております。

この請願書を結果的に見るならば、サンフランシスコ条約で全千島を放
棄した自民党の前身の自由党政府による、日本国民の願いを踏みにじった誤
りを覆い隠す役割しか果たさないことは明らかであります。わが党は、先ほど
にも述べました全千島返還に対する基本的な考えをもとに、今後ともこの問題
について実現のために全力を尽くすとともに、伝統ある日本漁業が、大資本本位
の乱獲漁業や漁価のつり上げによって、庶民の食卓から魚を遠ざけてしま
うことを容認する自民党政府の政策ではなく、漁業の民主的な発展と大資本
の横暴を抑えるために全力を尽くすとともに、現在の政府の及び腰の対ソ漁
業交渉ではなくけじめをつけるべきはきちんとつける、道理ある提案を今後ともす
ることを表明いたします。私の反対討論といたします。

○副議長(小堺仁七君)

次に賛成者 二十二番末次桂男君。

(二十二番 末次性男君登壇)

○二十二番(末次性男君) 北方領土早期復帰実現に関する請願書に対する賛成討論を行います。

ただいま、反対討論がなされましたが、私はどうして反対をするのか理解に苦しむものであります。

大東亜戦争末期において不法にも占領の返還を求めることは、わが日本民族として最大の悲願であり、また、血の叫びであります。このことは、いせしくも日本国民であるならばきわめて当然のことではないでしょうか。「そのとおりだ」と呼ぶ者あり) 御承知のとおり、ソ連は日本が最後の力を振りしぼっている時期をねらい、すなわち昭和二十年八月八日突如として日ソ不可侵条約を一方的に破つて満州湾はもうすに及ばず南樺太、千島列島、果ては日本固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の各島まで占領してしまいました。このことは国際信義に反するばかりでなく、その行為はまさに火事場泥棒さながらの略奪であります。「そのとおり」と呼ぶ者あり) (拍手) そしていまの強大な軍事力を北月景示に無理勝を続けているソ連政府に対し激しい怒りを覚えるものであります。

それにもかかわらず、大東亜戦争の責任がすべて日本にあり、日本だけが悪いとして北方領土の返還要求にも反対を唱える人たちは一体どこの国の人かと疑わざるを得ません。日本だけが悪かったと主張される反対者の諸君は、恐らく共産国のやることはすべてが善であり、その他はすべて悪ということになるのではないだろうか。思い起こせば、いまからちょうど十年前、左コソバキアがソ連の不当な弾圧に耐え切れず、銃をもちつ立ち上がった国民に対してなされた回答は、無残にも戦車によってじゅうりんし沈黙させることでした。(拍手) 私は、この報道がいまだに事典へ残り、その模様はいまなおほうふつとしてまぶたに浮かんでくるのであります。口に平和を唱えても行うことはまさにソ連帝国主義であります。

私は、本件のようなわかり切ったそのものに賛成討論をすること自体一種の気だるさを感じるものであります。また、このような問題は国政の場において論ぜられるべきものでありましよう。

私は、幾多の同胞、戦友がとうとう血を流し、流したのであるう北方領土が一日も早く復帰することを感じながら賛成討論を終わります。(拍手)

○副議長(小堀仁士君) 以上で討論を終わります。